

# 【臨時的任用職員向け配布資料】

## ～退職手当支給のお知らせ～

令和2年4月1日に改正退職手当条例が施行され、臨時的任用職員に退職手当が支給されることとなりました。  
引き続きの臨時的任用が予定されておらず、6ヶ月以上の任用期間があった職員は、所定の書類を教育人材開発課給与担当へ御提出ください（在職中に提出される方は、学校経由）。

### 1 退職手当の対象者

令和2（2020）年4月1日以降、6ヶ月以上の任用期間がある臨時的任用職員

（令和2年3月31日に臨時的任用職員として在職し、令和2年4月1日に引き続いて臨時的任用職員である職員を含む）

※病休代員等として断続的な発令の場合でも、一日も途切れることなく任用されていれば、任用期間として通算します。

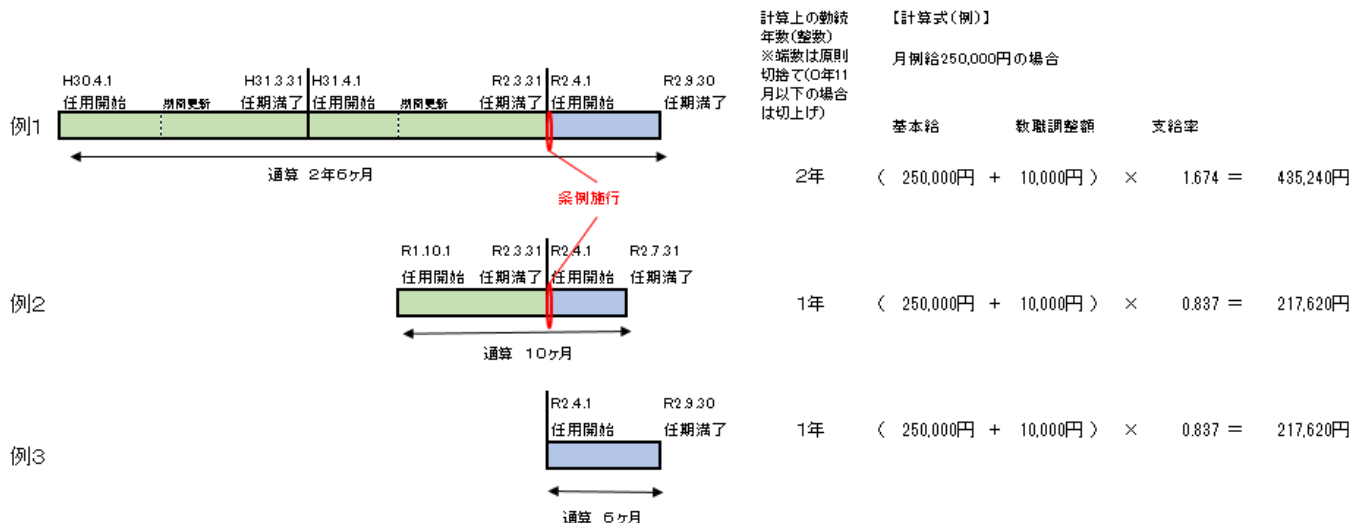
### 2 退職手当額について

#### （1）退職手当額の計算式

『退職時の基本給（教職調整額を含む）』に、退職手当の事由毎の勤続年数に応じた『支給率』を乗じて得た額

#### ■退職手当の支給率■

年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
任期满了	0.8370	1.6740	2.5110	3.3480	4.1850	5.0220	5.8590	6.6960	7.5330	8.3700
自己都合	0.5022	1.0044	1.5066	2.0088	2.5110	3.0132	3.5154	4.0176	4.5198	5.0220



#### （2）勤続年数について

○県職員に任用されてから退職するまでの任用期間の年数であり、任用期間に1年未満の端数月がある場合は、原則としてこれを切り捨てる（ただし、任用期間が0年11月以下の場合は、端数月を切り上げます）。

○1日でも任用があれば、当該月は在職月として計算されます（例：31日付で任用された場合の当該月）。

○県職員を一度退職し、翌日、再び県職員となった場合には退職手当を支給せず、任用期間として通算します（ただし、定年退職者等の場合を除く）。

#### （3）税金等について

○勤続年数に応じた特別控除額を差し引いた額に、所定の率を乗じて所得税・住民税の源泉徴収を行います。

【退職手当の特別控除額…1年:40万円、2年:80万円、3年:120万円…以降毎年40万円を加算】

### 3 事務手続き

以下の書類を、教育人材開発課給与担当へ御提出ください。

- （1）退職手当支給調書 （2）退職所得申告書 （3）口座振込依頼書